

リチウムイオン電池取扱についてのご案内

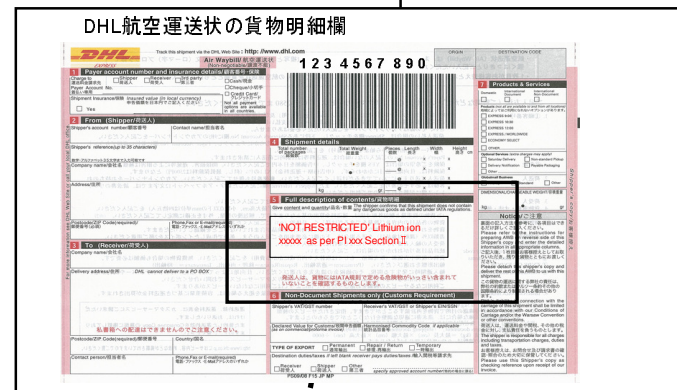
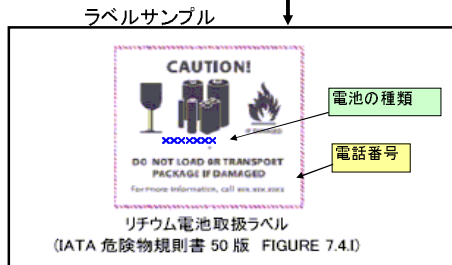
拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2011年1月1日発行のIATA危険物規則書52版にてリチウム電池に関する取り扱い規則が改定され、非危険物の扱いで輸送されるリチウム電池に関して新たに包装基準が制定されました。
 弊社でリチウムイオン電池を含む貨物をお預かりする際は、IATA危険物規則書の各包装基準の要件(リチウム電池包装基準Section II)に則ったご準備をお願いしております。
 ご発送のリチウムイオン電池の形態・種類・個数に応じて、ラベル貼付や落下試験、航空運送状または別紙に記載が必要な要件が決まっております。
 もし必要な要件が満たされていない場合は、お荷物をお預かりできないため、下記の取扱早見表および別紙1にて詳細をご確認いただき、ご準備を頂きますようお願いいたします。

非危険物の扱いで輸送されるリチウムイオン電池取扱早見表

	DHLで取扱い可能な非危険物扱いのリチウムイオン電池の範囲	電池の発送形態	電池種類 (単電池/ 組電池)	一梱包あたりの電池個数と重量制限について	ラベル貼付 【別紙1 *1をご参照ください】	包装物の落下試験 【別紙1 *2をご参照ください】	包装基準番号 Packing Instruction (PI 9xx)	DHL航空運送状の貨物明細欄に必ず記載が必要な文章*5	航空運送状又は別紙に記載が必要な追加文章 【要の場合は、別紙1 *3をご参照ください】	Watt-hour(出力数値)の表記 【別紙1 *4をご参照ください】	
リチウムイオン電池 Lithium ion Battery	出力数値(Wh)が、 ●単電池(Cell)の場合、 20Wh以下 ●組電池(Battery)の場合、 100Wh以下 上記を超えるものは危険品扱いとなる為DHLでは受諾できません	機器内蔵	単電池(セル)	4個以下 重量制限:無し	不要	不要	PI967	'.NOT RESTRICTED' Lithium ion cells as per PI 967 Section II (「機器内蔵」と「機器と同梱」形態の電池を同一包装で発送する場合は、'.NOT RESTRICTED' Lithium ion cells as per PI966 Section IIと記載してください)	不要	-	
				5個以上 重量制限:無し	必要				要	-	
			組電池(バッテリー)	2個以下 重量制限:無し	不要				不要	組電池ケース外表面にWh表示が必要	
				3個以上 重量制限:無し	必要				要		
		機器と同梱	単電池(セル)	電池個数は、機器の駆動に必要な最小数に加えて予備の電池が最大2個まで	必要	必要	PI966	'.NOT RESTRICTED' Lithium ion cells as per PI966 Section II '.NOT RESTRICTED' Lithium ion batteries as per PI 966 Section II	要	-	組電池ケース外表面にWh表示が必要
			組電池(バッテリー)	重量制限:無し	必要	必要	PI965		要	-	組電池ケース外表面にWh表示が必要
単体	単電池(セル)	電池個数制限:無し	必要	必要	PI965	'.NOT RESTRICTED' Lithium ion cells as per PI 965 Section II '.NOT RESTRICTED' Lithium ion batteries as per PI 965 Section II	要	-	-		
	組電池(バッテリー)	重量制限: 梱包後の実重量 10kgまで	必要	必要	PI965		要	組電池ケース外表面にWh表示が必要			

【リチウム電池取り扱いラベル】
 最小寸法: 120 x 110mm
 (74 x 105mmまで縮小可能)
 色: カラー (白黒は無効)
 ラベルの枠線は赤色の斜線ハッチング
 文言およびシンボルは黒
 【ラベル記載事項】
 電池の種類および電話番号



5番 Full description of contents/貨物明細欄にご記入ください

なお、リチウム電池が危険品か否かを判断する為の資料として、
MSDS(製品安全データシート)を貨物に添付して頂きますよう、お願いいたします。
 MSDSのご準備が困難な場合は、リチウム金属量(g)や消費電力量(Wh)が確認できる資料(仕様書や安全判定書など)で代用ができる場合もあります。
 代用できる書類については、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせ頂きますよう、お願いいたします。

別紙1 非危険物の扱いで輸送されるリチウムイオン電池取扱い早見表 の補足事項***1 リチウムイオン電池取扱いラベルの貼り付け**

IATA DGR 7.4.8 FIGURE 7.4.1の仕様のLithium Battery Labelの貼付が必要です。
但し、機器内蔵型を輸送する場合、電池が単電池(セル)4個以下、または組電池(バッテリー)2個以下の場合、当該ラベルの貼付は免除されます。

ラベルは、当該電池の輸出入に關係する販売元、製造元、航空会社などで入手が可能です。
ラベルは荷送人様にて貼付をいただき、電池の種類と連絡先のお電話番号をラベルに印字または手書きでご記入をお願いします。
電池の種類は、①Lithium ion battery ②Lithium ion and metal batteryのいずれかです。
ラベルは2面にまたがる事のないように貼付してください。包装物のサイズ等により1つの面に貼付することが難しい時は、十分なサイズの別の包装物をご用意ください。

複数の梱包をひとまとめに梱包した場合のラベルの取り付け

1個以上の梱包をひとまとめにする場合、個々の梱包に貼付されたリチウム電池取扱いラベルが見えるようにお願いいたします。
見えない場合には、ひとまとめにした梱包上に「OVERPACK」のマーキングをすると共に、
ひとまとめにした梱包上にも、リチウム電池取扱いラベルの添付をお願いいたします。

***2 包装物の落下試験**

機器と電池が同梱されている、または電池単体のご発送の場合、機器・電池を含む状態で包装物の落下試験が必要です。
落下試験は検査機関に委託するものではなく、お客様各位にて行っていただきます。

【落下試験概要】

各包装物を1.2mから落下させ、以下のようなことが起きないことを確認してください

- 包装物の中に収納されている電池への損傷
- 組電池と組電池または単電池と単電池とが接触するような内容物の移動
- 内容物の漏出

貨物に試験結果の添付は不要です。
ただし、何らかの異常が認められた時や、事故が発生した場合、航空会社または管轄する公的機関より提出を求められることがありますので、
試験結果情報を保管くださいますよう、お願いいたします。

***3 航空運送状の5番貨物明細欄に記載が必要な追加文章（航空運送状の貨物明細欄に記入スペースがない場合、他の用紙にご記入の上、貨物に添付してください）**

- 万が一、包装物がダメージを受けた時、火災の危険があるため、取扱に注意が必要であることについて英文でご記入ください
(例) This package must be handle with care and a flamability hazard exists.if the package is damaged. など。
- 包装物がダメージを受けた時の対処法等を英文でご記入ください
(例) Do not damage or mishandle this package. If package is damaged,batteries must be protected so as to prevent short circuit. など。
- 連絡先電話番号を英文でご記入ください
(例) Contact Tel Number :81-3-1234-5678(Japan), 1-800-123-456(USA) など。

***4 Watt-hourの表記**

リチウムイオン組電池(100Wh以下)は、Watt-hour rating(出力量)を、電池ケース外表面に表記する必要があります。

***5 異なる形態の電池を同一包装で送る場合は、両方の文言を記載してください。また、リチウムイオンバッテリーとリチウム金属バッテリーが同一包装されている場合も、両方の文言を記載してください**

(例)「機器と同梱」のバッテリーと「単体」のバッテリーを同一包装で送る場合
NOT RESTRICTED' Lithium ion batteries as per PI 966 Section II &.NOT RESTRICTED' Lithium ion batteries as per PI 965 Section II

アカウント番号のリスト登録はお済みですか？

弊社では航空輸送の安全を確保し、弊社ネットワーク内での円滑なハンドリングを行うことを目的とし、リチウム電池を発送される荷送人様のアカウント番号を弊社の承認リストに登録させていただいております。
リスト登録がお済みではないお客様は、弊社カスタマーサービスまでご連絡くださいますよう、宜しくお願いいたします。